令和2年12月11日

1. 出席議員

議長 Щ 口昌宏 番 坂 口正勝 1 猪 村 利恵子 3 6 番 吉 原 新 司 古 Ш 盛 義 8 番 番 松 尾 陽輔 11 石 13 番 橋 敏 伸 15 番 松 尾初秋 18 番 牟 田 勝浩 20 番 江 原 一 雄

副議長 末 藤 正 幸 2 番 豊村 貴 司 5 番 江 口 康 成 7 番 上 田 雄 9 吉 Ш 里 己 番 番 池 田 大 生 12 棠 八 番 宮 本 14 17 番 川原 千 秋 19 番 杉原豊喜

2. 欠席議員

なし

3. 本会議に出席した事務局職員

 事務局長
 川久保和幸

 次長
 山口美大子

 議事係長
 奥幹久

 議事係員田中弘一

4. 地方自治法第121条により出席した者

市				長	小		松			政
副		市		長	北		Ш	政		次
教		育		長	松		尾	文		雄
総	務	中	%	長	Щ		﨑	正		和
総	務	部	理	事	諸		岡	利		幸
企	画	台	%	長	庭		木			淳
営	業	台	%	長	古		賀	龍	_	郎
営	業	部	理	事	Щ		口	智		幸
福	祉	台	%	長	松		尾			徹
۲	ども	教育	育 部	長	牟		田	由	紀	子
۲	ども孝	汝 育	部 理	事	永		尾	淳		_
ま	ちづ	< 4	部	長	野		口	和		信
環	境	中	%	長	高		倉	秀		昭
総	務	司	果	長	後		藤	英		明
企	画 政	策	課	長	松		尾	謙		_
財	政	司	果	長	弦		巻	_		寿
会	計	管	理	者	Щ		田	英		昭
選挙管理委員会事務局長				谷		П			勝	
監查委員事務局長				長	青		木			博
農	業委員	会 事	務局	長	_	1	瀬	直		治

	議事	日 程	第 5 号
			12月11日(金)10時開議
日程第1	第79号議案		・般会計決算認定について(一般会計決 発告・質疑・討論・採決)
日程第2	第71号議案	令和元年度武雄市水	道事業会計決算認定について(特別会
日程第3	第72号議案	, , , , , , , , , , , , , , , , , ,	員長報告・質疑・討論・採決)□業用水道事業会計決算認定について
		(特別会計等決算審	査特別委員長報告・質疑・討論・採決)
日程第4	第73号議案		が 水道事業会計決算認定について (特別
日程第5	第80号議案		国民健康保険特別会計決算認定につい 「審査特別委員長報告・質疑・討論・採
日程第6	第81号議案	令和元年度武雄市征	後期高齢者医療特別会計決算認定につ は算審査特別委員長報告・質疑・討論・
日程第7	第82号議案	令和元年度武雄市_	上地区画整理事業特別会計決算認定に 決算審査特別委員長報告・質疑・討論・
日程第8	第83号議案	令和元年度武雄市競	★輪事業特別会計決算認定について (特別委員長報告・質疑・討論・採決)
日程第9	第84号議案	令和元年度武雄市給	高湯事業特別会計決算認定について(特別委員長報告・質疑・討論・採決)
日程第10	第85号議案		新工業団地整備事業特別会計決算認定 -等決算審査特別委員長報告・質疑・討
日程第11	第93号議案		・備奨励に関する条例(質疑・産業建設
日程第12	第94号議案		i税条例の一部を改正する条例(質疑・ ☆付託)
日程第13	第95号議案		医療に関する条例の一部を改正する条
日程第14	第96号議案		置条例の一部を改正する条例(質疑・
日程第15	第97号議案	武雄市乳待坊公園及	及び神六山公園設置条例の一部を改正 産業建設常任委員会付託)
日程第16	第98号議案		ィー百堂設置条例を廃止する条例(質
日程第17	第99号議案		:館設置条例を廃止する条例(質疑・産

		業建設常任委員会付託)
日程第18	第100号議案	新市建設計画の変更について(質疑・総務常任委員会付託)
日程第19	第101号議案	武雄市農業委員会の委員の任命の特例の適用について(質
		疑・産業建設常任委員会付託)
日程第20	第102号議案	令和2年度武雄市一般会計補正予算(第16回)(質疑・所
		管常任委員会分割付託)
日程第21	第103号議案	令和2年度武雄市国民健康保険特別会計補正予算(第4回
) (質疑・総務常任委員会付託)
日程第22	第104号議案	令和2年度武雄市競輪事業特別会計補正予算(第3回)(質
		疑・総務常任委員会付託)
日程第23	第105号議案	令和2年度武雄市新工業団地整備事業特別会計補正予算
		(第2回)(質疑・産業建設常任委員会付託)
日程第24	第106号議案	令和2年度武雄市下水道事業会計補正予算(第4回)(質
		疑・総務常任委員会付託)
日程第25	第107号議案	令和2年度武雄市一般会計補正予算(第17回)(質疑・所

開 議 10時

管常任委員会分割付託)

〇議長(山口昌宏君)

前日に引き続き本日の会議を開きます。

市長から提出されました第107号議案を追加上程いたします。

日程に基づき、議事を進めます。

日程第1 第79号議案

日程第1. 第79号議案 令和元年度武雄市一般会計決算認定についてを議題といたします。

[8番 退席]

審査終了に基づく、一般会計決算審査特別委員長の審査の経過及び結果について報告を求めます。猪村一般会計決算審査特別委員長

〇一般会計決算審査特別委員長(猪村利恵子君)[登壇]

おはようございます。一般会計決算審査特別委員会の審査報告を申し上げます。

令和2年9月武雄市議会定例会において、本特別委員会に付託の上、閉会中の継続審査に付されました第79号議案 令和元年度武雄市一般会計決算認定については、令和2年11月4日から6日までの3日間にわたり、歳入、歳出ともに多くの質疑がなされ、慎重かつ丁寧に審査をいたしたところでございます。

審査の過程において審査に対する各委員の意見を、次のとおり集約をいたしました。

第1.審査の経緯を踏まえ、事業の内容については検証するとともに、今後とも検討、研

究を重ねられ、かつ補助事業、委託事業等についてはより一層の透明性及び平等性をもって 効果的な執行をされたい。

第2. さらなる自主財源の確保に努められるとともに、使用料・手数料に関する基準に沿った公平・公正な見直しを図られたい。

第3. 目まぐるしく変化する社会情勢や激甚化する自然災害など、多くの課題に対応すべく、柔軟かつ迅速な予算執行が可能となるよう、補助金や交付金を活用した財源の確保に努められたい。

第4. 物品発注、業務委託、工事等については、地元優先を考慮されたい。

第5.審査の経緯を踏まえて、今後の予算編成に反映させられたい。以上5点を述べ講評 といたしたところでございます。

審査の結果、賛成多数で原案どおり認定すべきものと決しました。以上御報告申し上げます。

〇議長(山口昌宏君)

特別委員長に対する質疑を開始いたします。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑をとどめます。

これより討論、採決を行います。

第79号議案に対する討論を求めます。20番江原議員

〇20番(江原一雄君)[登壇]

令和元年度武雄市一般会計歳入歳出決算の認定に反対の討論を申し上げます。

令和元年度の一般会計歳入総額 266 億 6,153 万 1,497 円、一般会計歳出総額 255 億 4,293 万 9,926 円であります。

この決算は、市民の福祉増進のために自治体の役割が発揮されたと考えます。特に令和元年8月27、28日の九州北部豪雨での、武雄市での甚大な災害対応は自治体としての役割が求められました。

決算の中で幾つかの点で問題ありとして、申し上げたいと思います。

1つは、10月から幼児教育無償化の制度が導入されましたが、副食費の徴集は看過できません。

2つ目は、図書館委託料1億7,642万円の指定管理料支出金は中止すべき、元に戻すべき であります。

3つ目に、花まる学校の取組事業 1,770 万 5,633 円の支出は中止すべきです。特に保護者 負担、印刷代としての 217 万 4,000 円は直ちに中止すべきです。

4つ目に、新幹線建設事業負担金9,440万円。地方交付税で45%戻るからとの賛成の理由ですが、つまりは国民の税金です。マスコミの世論調査にも現れているように、無駄な大型

事業は中止すべきであります。

5点目に、ふるさと納税業務委託料への3,637万6,190円、これは委託ではなく市職員体制でやるわけではありませんか。多額の委託料支出に反対であります。

以上を指摘し、求めて決算認定に反対の討論といたします。

〇議長(山口昌宏君)

6番吉原議員

〇6番(吉原新司君)[登壇]

おはようございます。第 79 号議案 令和元年度武雄市一般会計決算認定について賛成の立場で討論をいたします。

先ほど、江原議員より、図書館等の5点に対する反対の討論がございましたが、どれも事業や事業の一部に対する反対であり、決算審査において事業の賛否を問うものではありません。

慎重に審査をした結果、適正かつ効果的な予算執行が行われており、何ら問題、疑うところはなく委員長報告のとおり認定すべきものです。議員皆様の御賛同をよろしくお願いいたします。

〇議長(山口昌宏君)

討論をとどめます。

これより第79号議案を採決いたします。

本案は起立により採決を行います。

本案に対する特別委員長の報告は認定であります。

お諮りいたします。本案は特別委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立多数であります。よって、第79号議案は特別委員長の報告のとおり認定することに決しました。

日程第2~日程第10 第71号議案~第85号議案

日程第2. 第71号議案 令和元年度武雄市水道事業会計決算認定についてから、日程第10. 第85号議案 令和元年度武雄市新工業団地整備事業特別会計決算認定についてまでの9 議案を一括議題といたします。

審査終了に基づく特別会計等決算審査特別委員長の審査の経過及び結果について報告を 求めます。池田特別会計等決算審査特別委員長

〇特別会計等決算審査特別委員長(池田大生君)[登壇]

おはようございます。特別会計等決算審査特別委員会の審査報告を申し上げます。

令和2年9月武雄市議会定例会において、本特別委員会に付託の上、閉会中の継続審査に

付されました第71号議案 令和元年度武雄市水道事業会計決算認定について、第72号議案 令和元年度武雄市工業用水道事業会計決算認定について、第73号議案 令和元年度武雄市下水道事業会計決算認定について、第80号議案 令和元年度武雄市国民健康保険特別会計決算認定について、第81号議案 令和元年度武雄市後期高齢者医療特別会計決算認定について、第82号議案 令和元年度武雄市土地区画整理事業特別会計決算認定について、第83号議案 令和元年度武雄市競輪事業特別会計決算認定について、第84号議案 令和元年度武雄市給湯事業特別会計決算認定について、第85号議案 令和元年度武雄市新工業団地整備事業特別会計決算認定について、第85号議案 令和元年度武雄市新工業団地整備事業特別会計決算認定について、以上の9件につきましては、令和2年11月9日から11日までの3日間にわたり慎重に審査いたしました。

審査の過程において各委員から執行部に対し意見が出され、次のとおり集約しました。 全体的なものとして、事業の推進に当たっては、中・長期的な展望に基づいて計画的に行うよう努められたい。

物品発注、業務委託、工事等については、透明性を確保した上で価格等に問題がなければ、 地元業者を優先されたい。

財政については、企業債等、有利な借換えを積極的に進められ、併せて効率的な基金運用 を図られたい。

デジタル化の推進に向け、システム障害等不測の事態への対応を強化するとともに、個人 情報の保護等セキュリティの強化に努められたい。

個別には、第 71 号議案 水道事業会計については、武雄市において適切な給水環境の維持を図るため西部広域水道企業団への要望等に努められたい。

第72号議案 工業用水道事業会計については、販路拡大に努められたい。

第 73 号議案 下水道事業会計については、下水道への接続率向上に向けた P R 等にさらに努められたい。

公共下水道事業、農業集落排水事業、戸別浄化槽事業の各事業を検証し、効率的な運営に 鋭意努力されたい。

第 80 号議案 国民健康保険特別会計については、単年度赤字の実態を認識し、今後も健 全な運営に努められたい。

予防医療の実施、特定健診の受診率向上、ジェネリック医薬品の使用推奨など、医療費削減策に努められたい。

健康維持増進に向け、さらなる努力を図り、各事業の個別及び総合的視点での事業推進に 努められたい。

第 81 号議案 後期高齢者医療特別会計については、被保険者の増加を踏まえ、健全な運営に鋭意努力されたい。

ジェネリック医薬品等のPR等に鋭意努力されたい。

第 83 号議案 競輪事業特別会計については、施設機能を最大限活用し、広報、イベント 等にさらに力を入れながら、来場者及び売上げの増に努められたい。

利用者の状況の変化に対応しながら、効果的な運営に努め、地域経済の活性化に寄与するよう努められたい。

第84号議案 給湯事業特別会計については、今後も適切な事業運営に努められたい。

第 85 号議案 新工業団地整備事業特別会計については、事業の早期完了に向け、鋭意努力されたい。

企業誘致の推進、雇用の確保、拡大に努められたい。このように申し述べ講評としたところでございます。

慎重審査の結果、いずれも全会一致で原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。 以上、御報告いたします。

〇議長(山口昌宏君)

特別委員長に対する一括質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑をとどめます。

これより討論、採決を行います。

討論及び採決については議案ごとに行います。

最初に、第71号議案 令和元年度武雄市水道事業会計決算認定について討論を求めます。

[「賛成」と呼ぶ者あり]

討論をとどめます。

これより第71号議案を採決いたします。

本案に対する特別委員長の報告は認定であります。

お諮りいたします。本案は特別委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。 「「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第71号議案は特別委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

次に、第72号議案 令和元年度武雄市工業用水道事業会計決算認定について討論を求めます。

[「賛成」と呼ぶ者あり]

討論をとどめます。

これより第72号議案を採決いたします。

本案に対する特別委員長の報告は認定であります。

お諮りいたします。本案は特別委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

御異議なしと認めます。よって、第 72 号議案は特別委員長の報告のとおり認定すること に決しました。

次に、第73号議案 令和元年度武雄市下水道事業会計決算認定について討論を求めます。

[「賛成」と呼ぶ者あり]

討論をとどめます。

これより第73号議案を採決いたします。

本案に対する特別委員長の報告は認定であります。

お諮りいたします。本案は特別委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。 [「異議なし」と呼ぶ者あり]

御異議なしと認めます。よって、第 73 号議案は特別委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

次に、第 80 号議案 令和元年度武雄市国民健康保険特別会計決算認定について討論を求めます。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第80号議案を採決いたします。

本案に対する特別委員長の報告は認定であります。

お諮りいたします。本案は特別委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第 80 号議案は特別委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

次に、第 81 号議案 令和元年度武雄市後期高齢者医療特別会計決算認定について討論を 求めます。討論ございませんか。

[「賛成」と呼ぶ者あり]

討論をとどめます。

これより第81号議案を採決いたします。

本案に対する特別委員長の報告は認定であります。

お諮りいたします。本案は特別委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。 [「異議なし」と呼ぶ者あり]

御異議なしと認めます。よって、第 81 号議案は特別委員長の報告のとおり認定すること に決しました。

次に、第 82 号議案 令和元年度武雄市土地区画整理事業特別会計決算認定について討論 を求めます。討論ございませんか。

[「賛成」と呼ぶ者あり]

討論をとどめます。

これより第82号議案を採決いたします。

本案に対する特別委員長の報告は認定であります。

お諮りいたします。本案は特別委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第 82 号議案は特別委員長の報告のとおり認定すること に決しました。

次に、第 83 号議案 令和元年度武雄市競輪事業特別会計決算認定について討論を求めます。

[「賛成」と呼ぶ者あり]

討論をとどめます。

これより第83号議案を採決いたします。

本案に対する特別委員長の報告は認定であります。

お諮りいたします。本案は特別委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第 83 号議案は特別委員長の報告のとおり認定すること に決しました。

次に、第84号議案 令和元年度武雄市給湯事業特別会計決算認定について討論を求めます。

[「賛成」と呼ぶ者あり]

討論をとどめます。

これより第84号議案を採決いたします。

本案に対する特別委員長の報告は認定であります。

お諮りいたします。本案は特別委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第 84 号議案は特別委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、第85号議案 令和元年度武雄市新工業団地整備事業特別会計決算認定について討論を求めます。

[「賛成」と呼ぶ者あり]

討論をとどめます。

これより第85号議案を採決いたします。

本案に対する特別委員長の報告は認定であります。

お諮りいたします。本案は特別委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。よって、第 85 号議案は特別委員長の報告のとおり認定することに 決しました。

日程第11 第93号議案

日程第11. 第93号議案 武雄市宿泊施設等整備奨励に関する条例を議題といたします。 第93号議案に対する質疑を開始いたします。

[8番 着席]

質疑通告があっておりますので、まずこれを許可いたします。20番江原議員

○20番(江原一雄君)〔登壇〕

第1に、この議案を提案するために想定されている、既に対象の事業所が想定されている のかどうかが1点。

2つ目に、実施されたら奨励金が総額及びそれぞれがどのように、5点項目がありますが どのようになるのか、想定される金額をお示しいただきたいと思います。

〇議長(山口昌宏君)

古賀営業部長

〇古賀営業部長〔登壇〕

おはようございます。 2点でございます。

まず1点目でございます。既に対象の事業所が想定されているかという質問に対してでございますが、現時点では私どものほうも想定はしておりません。

2点目でございます。実施された場合の奨励金等についてでございますが、この奨励の中 身につきましては、新設、増設、改修、またその整備内容を規模によって各事業により異な るために、その奨励金の例という形でお示しをすることはできかねます。

〇議長(山口昌宏君)

20 番江原議員

○20番(江原一雄君)[登壇]

それでは、この議案の上程する以上、どういうことを想定されて、どのくらいの費用が、 ——予算がいるのか、そういうことは検討していないんですか。これが1点。

もう一点、新聞でも報道されましたけど、既存の休眠状態の施設あるいはホテル建設が予定されている用地もあると、こういう指摘があるんですよね。この改正条例が、今まで固定資産税に関する奨励の項目だけでしたけれど、今回新たに大幅な、新聞でも大幅な改正という捉え方で報道をされております。ですから、当然、そういうものを勘案しながら提案されているかと思うんですので、想定したその資料等についてお示しいただきたい。これが2点目。

3点目、この以前、こういうホテル建設を想定して市有地を売却しました。平成27年、

約2億数千万、まさに一等地です。新幹線開業を想定するということならば、明らかに7年間その施設用地がある意味では手つかずでした。なぜなのか、それは疑問が起こります。

そして、今回新たにこういう特典が示されて、もう紛れもなく特定の企業への事業ではないかと考えざるを得ないんですが、その3点目の指摘に対していかがでしょうか。

〇議長(山口昌宏君)

古賀営業部長

〇古賀営業部長〔登壇〕

まずこの条例を出すに至りましては、前回の9月議会の折にも市長から答弁をいたしております、新幹線西九州ルートの開業を見据えたところで宿泊施設等の魅力向上、利便性向上を図るために、早急に条例改正を行うということでしたところでございます。

今回、この目標としておりますのが、現状、市内の宿泊規模につきましては、宿泊施設全部で1,763人、578室の収容がございます。最盛期でした頃の平成17年の2,254人、723室——約2割の増を目指したいという目標の下でございます。

また、3点目の特定の事業者への想定があるのではないかということでございますが、これにつきましては先ほど申し上げましたようにございません。

〇議長(山口昌宏君)

20番江原議員

〇20番(江原一雄君)〔登壇〕

そうした、最後言いましたけど平成 27 年、当時想定されている宿泊施設も報道されました。ですから、もう7年間隔が空いてる・・・――その用地を売却して、想定されている施設がなかなか建たない。それはある意味では目的外というか目的に、――当時のことを考えますと明らかにおかしいですよね。

今回こういう条例ができて明らかに、――想定して 10 億円の規模の施設ができたとして、 数億円のこの 5 点にわたってのこの奨励金が加味されるわけですから、厳しい言葉ですけれ ど、誠にある意味ではぬれ手に栗。なぜできなかったかなというふうに思います。

最後にですけど、この資料を出してください。

10 億円、20 億円の施設を造ったときに、従業員が最低 1 人当たり 50 万円でしたよね、雇用・・・50 万円です。これ 20 人あるいは 50 人規模で採用した場合を想定して、5 項目にわたる奨励金制度の合算の計画した想定がされる奨励金は幾らになるのか。10 億円、20 億円の施設建設、そして、従業員が 20 人、50 人想定された場合に、5 項目での奨励金総額の金額を、後日でいいですから出していただきたいと求めます。(「質問になっとらんよ」と呼ぶ者あり)

〇議長(山口昌宏君)

古賀営業部長

〇古賀営業部長〔登壇〕

資料の提出でございますが、まず先ほど議員が言われました 10 億円、20 億円の建設に伴うものということでございますが、新設に伴う分につきましては、固定資産税の減免、免除でございますので、整備費がそのまま換算の基礎にはなりませんので、固定資産税につきましては 10 億円、20 億円になっても各施設によってこの税額が異なりますので、この金額を私どもとしては試算することは現時点ではできません。

それ以外の改修等の奨励金につきましては、先ほど言われた金額での想定につきましては、 こちらのほうで計算をいたしまして議長の許可をいただいて提出をいたします。

〇議長(山口昌宏君)

質疑通告があっておりますので、次に12番池田議員

〇12番(池田大生君)[登壇]

同じくこの条例の――93 号議案ですね。武雄市宿泊施設等整備奨励に関する条例に対して、 お尋ねをいたします。

まずこれ制定をされる背景と目的ですね。

そして、いろんな関係する団体等もあります。これ制定に当たって、協議会とかそういう ところに諮問をされて、これは中身を吟味されてこれを上程されてこられたのか、また、先 ほど申しました関係する団体との協議やその調整、そのあたりをどのようにされたのか。

それと、影響を受ける団体等もあると思うんですよ。このそういう各種団体から、例えば 要望等を出されているのか。

あと、最後に、施設を新築された場合、施設は建てた、運営は違う会社がする。そういう場合は施設を貸すことになるから、運営が別会社だったり、賃貸の扱いになるんじゃないかなと思うんですけど、その辺に当たってはどのようになっているのかお尋ねします。

〇議長(山口昌宏君)

古智営業部長

〇古賀営業部長 [登壇]

4点の御質問ということでよろしいでしょうか。

まず1点目でございます。制定された背景と目的でございます。先ほどの答弁と重複するところがございますが、まずこれにつきましては、令和4年秋の新幹線西九州ルート開業及び開業後を見据えて宿泊施設等の魅力向上、利便性向上、機能向上を図り、ひいては本市の観光ブランドの向上につなげることを目的としております。

この経過につきましては、まず先ほども申し上げましたが、前回の9月議会におきまして 市長より、この旅館業についても「企業誘致等にある条例と同等のものをつくって、先ほど の目的を達成したい」というふうな答弁をしたところでございますが、それを受けて、私ど もは早急にこの制度をつくってきたところでございます。 関係する団体との協議でございます。先ほどのようなことから、私どもといたしましては 企業誘致条例を参考にいたしまして、この条例案を作成したところで、事前に関係団体との 協議は行っておりません。

また、要望等でございますが、武雄市の商工会議所様及び武雄市観光協会様のほうから、「宿泊施設等の企業誘致及び向上に関する要望書」等についても出されております、いわゆる新幹線開業に向けての宿泊施設等の手入れをしていただきたいという旨の要望はいただいているところでございます。

最後です。奨励につきましては、あくまでも対象となりますのは施設の所有者であります。 運営者ではなく、施設の所有者というところで条件をつけております。

〇議長(山口昌宏君)

12番池田議員

〇12番(池田大生君)〔登壇〕

これは新設される方にとか、企業誘致、新しく来る企業とかに照らし合わせて、今回、魅力向上ということでされたんですが、これまで既存の方々も魅力向上に向けてやられてこられたと思うんですよ、新幹線開業に向けても、その前でも。高架事業に合わせたときからとか、今度の開業に向けても、魅力向上に向けては十分独自でやってこられたと思うんですよね。だから、既存の部分について、これは新設だから新設の条例について、ここだけは載ってくるんですけど、だからそういうところと協議が必要だと思うんですが。

あと、施設設置者に対してその補助をすると。しかし、施設設置はするけど、じゃあ運営のほうは、従業員は運営会社が雇っていく、施設自体の水道料何とかは運営会社のほうが、施設設置者のほうが水道料を払ったり何かしないと思うんですよ。その辺の区分けはどうなっているのか。

それと、先ほどの要望書等を出されたということで、その要望書の中身が分かれば。また、 市にだけ出されているのかお尋ねします。

〇議長(山口昌宏君)

古賀営業部長

〇古賀営業部長〔登壇〕

回答が重複しますが、あくまでも奨励措置の対象となるのは所有者ということでございま すので、運営者のほうではございません。

それともう一つ、先ほど申し上げました要望書の中身でございますが、「新幹線西九州ルートの開業を控え、武雄市内の観光業を主とする地域経済としてのその起爆剤と捉えているところであり、観光地の武雄温泉の宿泊機能の維持向上等の課題を認識しているというところで、ぜひともこの宿泊観光地としてのブランド向上に対して御支援をいただきたい」旨の要望でございます。

〇議長(山口昌宏君)

12 番池田議員

〇12番(池田大生君)[登壇]

設置者ですね、施設を設置する方を対象としたと、対象としている、そこは分かっている んですよ。だから、運営会社が違った場合に、この条例が例えば設置者にだけこれ適用する わけでしょ。適用になるわけでしょ。運営会社じゃないということですよね。

じゃあ運営会社に対して従業員の雇用、水道料。設備に対しては、設備に対する固定資産 かかりますよね。その辺についてはどうなるんですか。

〇議長(山口昌宏君)

古賀営業部長

〇古賀営業部長〔登壇〕

回答が重複して申し訳ございません。

先ほど来、申し上げていますとおり、現在、想定しているところでは、所有者への奨励ということになります。

[12番「議事進行」]

〇議長(山口昌宏君)

12 番池田議員

〇12番(池田大生君)

先ほどの要望書ですね…… (発言する者あり)

〇議長(山口昌宏君)

議事進行席で発言を。

〇12番 (池田大生君)

先ほど市に提出された要望書、この条例に関係あるのかないのか、その辺を精査していただきたいのと、議会のほうにもこの要望書を提出されていると思うんですよね。これは議員に配付して議論の資料として扱うべきものなのかどうなのか、議会にも出されていると思うんですよ。そこについて議長の見解をお願いいたします。

[18番「議事進行」]

〇議長(山口昌宏君)

答えは言わずに後でいいですか。

〇12番(池田大生君)

はい。

〇議長(山口昌宏君)

18 番牟田議員

〇18番(牟田勝浩君)

池田議員の質問、大変いい質問だと思います。

やっぱりその答弁ですけど、議事進行とは何かと。議事の進行に障害があったときに出す と。自分の質問においてそれが出てないとか、その自分の質問の範囲内で質問をしなきゃい けない。ですから、こういうのを軽々に判断すると、質問の4回目、5回目、6回目になり かねません。

本当にいい質問だとは思いますけれども、そういうのをきちんと鑑みて判断されていただ きたいと思います。

〇議長(山口昌宏君)

ただいまの 12 番池田議員の質問については、後ほど精査して報告をいたします。それでよろしいですか。

[「はい。」と呼ぶ者あり]

14 番宮本議員

言っておきますけれども、これ再三にわたって質疑通告を出してくださいと言っておりますけれども、出てないですよね。意識して出さないのか、それとも。

〇14番(宮本栄八君)[登壇]

別に必ず出すようになってません。

〇議長(山口昌宏君)

なってないですけど。

〇14番 (宮本栄八君) (続)

ただ優先されとるだけでしょう。

〇議長(山口昌宏君)

きちんと言っていますので、その点について今後気をつけてやってください。(発言する者あり)

〇14番(宮本栄八君)(続)

でも、ルール違反ではありませんので。今までもそれでやってきておりますので、何十年と。(発言する者あり)

そしたら質疑に入ります。

第1点目です。第1点目は、宿泊施設の拡大ということで、企業誘致と同じ扱いをするということで、普通企業誘致の場合にはバッティングはないですよね。

結局、武雄の業者がそれによって困るということはないわけなんですよ。その辺がちょっと違うところで、まずはその第1点目、今の宿泊施設で足らないのか、そして、新幹線が来たら今のキャパでは対応ができないのかについてひとつお尋ねします。

第2点目は、奨励の対象となるべき宿泊施設を営業の用に供しているということで、結局 20人ということで、部屋は大した数は要らないですよね、4人ぐらいだったらですね。 そのほかには、結婚式場、下のテナントですね。いろいろ会議室、いろいろこう宿泊施設は、宿泊は少ないですけども、ビル自体はちょっと総合インテリジェントビルみたいにこうなってる場合の、これがその宿泊施設の営業の用っていうのがどこまで当たるのか、そこをお尋ねしたいと思います。

次は、ちょっとこれは事務的なことですけども、この2条に宿泊施設等って書いてあるのを、「以下は宿泊施設と言う」って書いてあるんですけども、その下も宿泊施設等と書いてあるからですよ。ちょっとそして最後のところの(7)条には、これは宿泊施設ですね。そういうことですよね。そう書いているのに、また書いていると。

ほかにあったと……、すみません。

それと、操業支援補助金の交付ということで、何か報道では電気代とかガス代も充てられるということで、一般の方からは、「いや水道代、ガス代に充てられるって、そがんといかんやろうもん」というふうな格好で言われたんですけども、そこの規定についてはどういうふうにお考えかお尋ねします。

〇議長(山口昌宏君)

古賀営業部長

〇古賀営業部長 [登壇]

まずこの宿泊条例でございます。議員のほうから、企業立地条例と同じものということが ありましたけれども、あくまでも同等のものということで全く同じものではございません。

それで、キャパ対応の件でございます。これにつきまして、足らなくなったとかということではなくて、先ほど江原議員のときにも答弁いたしましたけれども、私どもといたしましては平成17年度の宿泊施設の規模までの収容人員に持っていきたいという目標の下、今の宿泊施設の部屋数、収容人員の2割増を目的としたいということで、今回つくっております。

宿泊施設以外の部分についてということで、そこも対象になるのかということでございます。新規のものにつきましては、基本的には全て――いわゆるそれに付随している施設等も対象には基本的にはなります。ただ、整備計画等の内容を見て、そこの細かい内容については判断をしたいというふうに考えております。

それと、操業支援の内容でございます。先ほど、議員が御指摘されましたように、上下水道の使用料、電気ガス使用料、給湯使用料などを想定しております。

〇議長(山口昌宏君)

14 番宮本議員

〇14番(宮本栄八君)[登壇]

その2割の宿泊施設を想定するのでっていう、そのもともとの根拠が新幹線が来たら2割 お客さんが増えるという計算をしてあるんですかということと、その水道料とかガス代とか、 それについては上限があるんですかね。ちょっとよくはっきり分からないんですれども、上 限があるのか、半分なのかですね。

その辺についてお聞きしますということと、その結婚式場とか、そういうのは個々に見てって、個々に見てっちゅうて、それは個々に見て誰が判断するんですかね。その3点を質問します。

〇議長(山口昌宏君)

古賀営業部長

〇古賀営業部長〔登壇〕

まず1点目でございます。2割の増加を見込んでいるということではなく、少なくとももともと武雄市でありました宿泊施設以上を目標にしたいということで、最低その一番多かった時期の2割以上はまた元に戻しておきたいということでの一つの目標でございます。

操業支援の上限でございますが、これにつきましては、上限が営業開始後3年間分の補助 ということで、トータル上限は5,000万円ということでございます。

それと、――すみません、もう一点が…… (発言する者あり) すみません。

先ほど申しました、基本的には全ての施設が対象になりますけれども、最終的には整備計画という形を出してもらいますので、その中身はこちら等のほうで確認をさせていただいて、 基本的には全部を見るという形ですが、うちのほうでの判断でございます。

〇議長(山口昌宏君)

ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑をとどめます。

本案は産業建設常任委員会に付託をいたします。

日程第12 第94号議案

日程第 12. 第 94 号議案 武雄市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題といた します。

第94号議案に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑をとどめます。

本案は福祉文教常任委員会に付託をいたします。

日程第13 第95号議案

日程第 13. 第 95 号議案 武雄市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

第95号議案に対する質疑を開始いたします。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑をとどめます。

本案は福祉文教常任委員会に付託をいたします。

日程第14 第96号議案

日程第 14. 第 96 号議案 武雄市キャンプ場設置条例の一部を改正する条例を議題といたします。

第96号議案に対する質疑を開始いたします。14番宮本議員

〇14番(宮本栄八君)[登壇]

このキャンプ施設というのをはっきりさせるということで、区画で今度は貸すということになると思うんですけれども、この区画にはですよ、ちょっと実際、昔しか行ったことないとですけども、車をその区画に入れるということも、一応そのテントを立てるということと同意義になるのかについてお聞きします。

〇議長(山口昌宏君)

永尾こども教育部理事

〇永尾こども教育部理事 [登壇]

おはようございます。ただいまの議員の御質問ですが、車を区画に入れるというのは想定 しておりません。

〇議長(山口昌宏君)

ほかはございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑をとどめます。

本案は福祉文教常任委員会に付託いたします。

日程第15 第97号議案

日程第 15. 第 97 号議案 武雄市乳待坊公園及び神六山公園設置条例の一部を改正する条例を議題といたします。

第97号議案に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑をとどめます。

本案は産業建設常任委員会に付託いたします。

日程第16 第98号議案

日程第 16. 第 98 号議案 武雄市コミュニティー百堂設置条例を廃止する条例を議題といたします。

第98号議案に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。14番宮本議員

〇14番(宮本栄八君)[登壇]

コミュニティー百堂というのは、何か北方の北部にあるということですけども…… (発言する者あり) (「議長、議事進行」と呼ぶ者あり)

北方の百堂についてですけども、何か元の……(発言する者あり)元の校舎を利用したということだったんですけども、その辺について今後、その廃止に伴って問題がないのかお聞きします。

〇議長(山口昌宏君)

宮本議員、福祉文教常任委員会ですので、その点についてはちゃんと考慮をして質問をしていただきたいと思います。

[14番「分かりました。これ総務じゃなかとですか」]

[15番「議事進行」]

〇議長(山口昌宏君)

15番松尾初秋議員(発言する者あり)

〇15番(松尾初秋君)

今、議長もちょっとおっしゃったですけどね、委員会に所属しているものの質疑は委員会 で聞いてもらわんとですよ、いかんと思うですけどね。そこは徹底してください。議長諮っ てくださいよ。議事進行です。

〇議長(山口昌宏君)

ただいまの松尾初秋議員の議事進行について、先ほど申しましたとおり、委員会で質疑を 行っていただき、ちゃんと精査をしていただきたいと思います。それでよろしいですか。

[14番「はい]]

質疑をとどめます。

本案は福祉文教常任委員会に付託をいたします。

日程第17 第99号議案

日程第 17. 第 99 号議案 武雄市勤労者福祉会館設置条例を廃止する条例を議題といたします。

第99号議案に対する質疑を開始いたします。

質疑通告があっておりますので、まずこれを許可いたします。20番江原議員

○20番(江原一雄君)〔登壇〕

いろいろ議論、いろいろ進行がありますけど、質疑通告は、私は数字を出してほしいから 質疑通告しているんですよ。でも今回、なかなか数字が出てきませんでした。そのことを前 段にちょっと申し上げたいんですけど、以上です。

本題の 99 号です。勤労者福祉会館の設置目的は、この勤労者の福祉の向上を図るため設置されているんですよね。今回、廃止と。突然廃止という意味では、関係者はもうたまげられております。そんなむちゃくちゃだと。

そういう意味では、施設入所や利用者団体等についての説明責任があると思うんですが、 説明責任どのようになっているんでしょうか、市長。 2点目に、私は廃止じゃなくて、委員会でも十分な審議、そのために継続審議にすべきだと。――私は所属していませんけど。だから、そういう意味では、やっぱり議会としても慎重な審議をやるべきだと思いますので、それと同時に議案勉強会の中で継続性のことを言われましたけれど、どのようにしようとしているのかお尋ねします。

〇議長(山口昌宏君)

古賀営業部長

〇古賀営業部長〔登壇〕

まず1点目の質問でございます。利用者等への説明ということでございます。

まずこの施設を通年的にお借りされているところがシルバー人材センターさんと連合南部地協さんという2つの団体がございます。入居というふうに議員おっしゃられておりましたけれども、両団体とも賃貸契約を結んでいるものではなくて、年間を通しての借用申請ということで毎年年間を通しての借用の申請を出されて、それに対しての許可を出しているということでございます。

まずこの2者に対しましては、9月 28 日にアセットマネジメント計画の中で今後、今年 度をもって閉鎖の方向であるということを既にお伝えはしており、両者とも御了解をいただ いております。

あと、利用者につきましては、勤労者ということで市民の皆様、多くの方が対象になると思います。その方につきまして個々にはしておりませんが、今後、市報やホームページなど市の広報媒体を活用したり、また、施設等への張り紙等を行うことで周知徹底を行いたいと考えております。

2点目の継続性についてでございますが、このアセットマネジメント計画に沿って、この 勤労者会館にあります機能につきましては、文化会館に集約を行い、令和3年度より施設の 統廃合を図る予定でございます。

〇議長(山口昌宏君)

20 番江原議員

○20番(江原一雄君)〔登壇〕

アセットマネジメントで、もう即断という受け止めを私はするんですけど、この利用者団体も含めて、非常に文化会館、継続性として文化会館と言われますが、文化会館の利用を要望したときでも結構詰まっているんですよ。そういう声も聞きます。

ですから、勤労者の福祉の向上のための施設としての十分な役割を担っているわけですから、私はこれ進めるべきではないと。同時に文化会館で対応と言われます。どういう形で対応できるんですか。

〇議長(山口昌宏君)

古賀営業部長

〇古賀営業部長〔登壇〕

現在、施設で利用されていますほとんどにつきましては、会議室等での会議等の利用でございます。これについて、文化会館等の施設での代替というふうに考えております。

〇議長(山口昌宏君)

20 番江原議員

〇20番(江原一雄君)[登壇]

いや、だからその具体性です。この具体性があるのかと。ただ文化会館と今、言われます けど、具体的にそれが利用できる状況にあるんですか。

〇議長(山口昌宏君)

古賀営業部長

〇古賀営業部長〔登壇〕

施設としては当然、文化会館等に会議室等については施設がございますので、それを活用 していただきたいと思っております。

〇議長(山口昌宏君)

質疑通告があっておりますので、12番池田議員

〇12番(池田大生君)[登壇]

同じく、第 99 号議案です。武雄市勤労者福祉会館設置条例を廃止する条例ですけど、この勤労者福祉会館が設置をされた目的から考えたときに、この廃止後の福祉について、勤労者福祉について、どのような方向で進めようと思っておられるのか。

それと、この廃止条例ですね。これ建物を廃止するための廃止条例なのか、それとも勤労 者福祉をもう廃止する条例なのか。

それと先ほども申されました、利用者への説明協議ですね。これについては、先ほど周知 方法を答弁されておりました。その個別施設計画書、そのアセットマネジメント計画の中で も、計画のフォローアップについて、これ利用者に対し代替案など他施設の有効利用につい て説明を行うものとする。これ通年で使用許可をいただいておられるシルバー人材センター、 南部地協、これも利用者ですよね。ここに当たってはその代替案、他施設の有効利用につい てどのような説明をされたのかお尋ねします。

〇議長(山口昌宏君)

古賀営業部長

〇古賀営業部長〔登壇〕

まず1点目でございます。

目的について、この廃止後の福祉についてでございますが、あくまでも御活用いただける 場を継続してつくるためということで、先ほど申し上げましたとおり、その機能を文化会館 に集約いたしまして、今後も活用をしていただきたいというふうに考えているところでござ います。

2番目でございますが、施設の廃止でございます。この勤労者福祉会館についてで、この 住所に設置している施設を廃止し、普通財産とするものであります。

利用者への説明についてでございますが、先ほど申し上げましたとおり、この2者について御説明いたしましたとともに、各市民の利用者の方については、今後市報等での広報等を行いたいと思っております。

最後のフォローアップについてでございます。この2者について、先ほども申し上げましたとおり、既にお話をさせていただきまして閉鎖する方向でお伝えはしておりますし、御了解いただいた上で各個別に代替の施設等については見つけていらっしゃるという現状でございます。

〇議長(山口昌宏君)

12 番池田議員

〇12番(池田大生君)[登壇]

施設を廃止するということで、1回目に言いました施設の廃止であるならば、この勤労者 福祉に対する施策を今後、代替施設等を含めたところでどのように具体的に行っていこうと 思っておられるのか。

それと、その施設を廃止するから、この施設の廃止した後は、委員会のほうでしっかりと これは議論をしていただきたいところなんですけれども。

あと、個別にその入っておられるところが個別に探されていると断言されましたよね。見つけられておりますと断言されましたよね。それ、例えば廃止するに当たって場所を代替案を示してそこで決定したのか、それとも、その利用者のほうが見つけられておられるのか尋ねます。

〇議長(山口昌宏君)

古智営業部長

〇古賀営業部長〔登壇〕

代替の分についての考えでございます。最初の質問でございますが、先ほど来申し上げていますとおり、文化会館のほうにその機能を移したいということで、文化会館のほうは「地域社会の文化向上と福祉の増進を図るため」ということで、設置の中に目的が書かれております。その中で掌握をするというふうに考えています。

施設の今後、建物の今後、2番目の質問でしたけども――まず3番目の質問をちょっと先にお答えします。

この2者につきましては、先ほど来申し上げていますとおり、年間を通しての借用をされております。通常、賃貸契約を結んで入所をしておられるのであれば、当然、代替のところを私どものほうで見つける必要があるかと思いますが、利用者の方と同じ形です。年間を通

じての借用に対して許可ですので、我々としては半年前に来年からは借用ができませんよという旨の説明をしております。

実際のところ、現在この2者につきましては、細かい情報までは分かりませんが、ある程度のところを見つけておられるところもあるという情報は伺っております。

すみません、2番目の……。

[12番「勤労者福祉施策について今後どのように考えていかれるのか」] 建物ということですか。

[12番「いや、勤労者福祉政策についてどのように]]

すみません、勤労者福祉の考え方ということですけども、これは先ほど申し上げました勤労者福祉については、当然、勤労者福祉という個別ではなく、先ほど申し上げましたこの文化会館の条例の中にあります地域社会の文化の向上と福祉の増進を図るためということで、この中で機能を統一して、統廃合をして、活用をしていただくというふうに考えております。

〇議長(山口昌宏君)

12 番池田議員

〇12番(池田大生君)[登壇]

代替のところですね。1回目は「見つけておられます」とはっきり言われたんですよ。今 言われたときには、借用だから賃貸と違って見つけてやる必要はないと。そこの違いですね。

それと、その借用であることを前提に、この計画のフォローアップですね。利用者に対して代替案など他施設の有効利用について説明を行うものとする。

半年前に言いましたと。説明はしましたと。じゃあこの中で、その代替案等とか、その利用に当たっての協議はどのようにされたのか、説明だけで終わったのか。

〇議長(山口昌宏君)

古賀営業部長

〇古賀営業部長〔登壇〕

まず1点目ですけれども、見つけておられるというふうに伺っておりますというのと、私 どもの立場としては、私どもが見つけて御紹介する立場ではないということです。ただ、現 状としては見つけておられるというふうに伺っておりますということです。

説明ですけれども、あくまでも入居者等の形ではございませんので、使用を来年度からは できませんよと。次を探してくださいというふうな御説明だけをしております。

〇議長(山口昌宏君)

14 番宮本議員

〇14番(宮本栄八君)[登壇]

先ほどは委員会の付託表をよく確認せずに申し訳ございませんでした。

それで、今、初めてその賃貸の――部屋賃貸だということで、その勤労者福祉政策の一環

でシルバー人材センターを入れてあるではないちゅうことが分かって、「ああ、そうだったのかな」と、ちょっと思っとるわけですよね。そしたら、後を世話する必要もないし、賃貸の契約に基づいてすればいいって思うんですけども、逆にそうなれば、その政策目的はなくなりますけども、今後は一般財産としては残るわけですよね。

その一般財産としてその賃貸を申し込まれれば、そのまま続けられるんじゃないかなと思いますけれども、その辺についてお聞きします。

〇議長(山口昌宏君)

古賀営業部長

〇古賀営業部長 [登壇]

ただいまの質問につきましては、本議案と直接関係ないため答弁はありません。

〇議長(山口昌宏君)

ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑をとどめます。

本案は産業建設常任委員会に付託いたします。

日程第 18 第 100 号議案

日程第18. 第100 号議案 新市建設計画の変更についてを議題といたします。

第100号議案に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

14 番宮本議員

〇14番(宮本栄八君)〔登壇〕

新市建設計画というか、合併特例債の期限を延長できるということで、それに従って財政計画を見直されたというんですけれども、残り10億円程度と思いますけれども、その辺の今までの予定した使い道と変わってくるのか。その使い道の時間軸も長くなるのかについてお聞きします。

〇議長(山口昌宏君)

庭木企画部長

〇庭木企画部長〔登壇〕

おはようございます。これまで合併特例債を財源といたしましては、新庁舎やそれから学 校施設、生涯学習施設、道路建設等を行っております。

議員おっしゃるとおり、残り起債約 10 億円ございますけど、今後、朝日公民館等をはじめ活用をしてまいりたい。

〇議長(山口昌宏君)

ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑をとどめます。

本案は総務常任委員会に付託いたします。

日程第19 第101号議案

日程第 19. 第 101 号議案 武雄市農業委員会の委員の任命の特例の適用についてを議題といたします。

第101号議案に対する質疑を開始いたします。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑をとどめます。

本案は産業建設常任委員会に付託いたします。

日程第20 第102号議案

日程第 20. 第 102 号議案 令和 2 年度武雄市一般会計補正予算(第 16 回)を議題といた します。

第102号議案に対する質疑を開始いたします。

質疑通告があっておりますので、まずこれを許可いたします。11番松尾陽輔議員

〇11番(松尾陽輔君)[登壇]

歳出2款の総務費、企画費の2目. 地域振興費、18節の地域の絆交付金1億215万9,000円についてお尋ねをさせていただきます。

通告をさせていただいておりますので、4点確認をさせていただきます。

国の地方創生臨時交付金の活用事例も 109 事例を示されておりますけれども、もう少し厳格化が必要ではないかというふうな思いもさせていただいている中で、予算参考資料の中で、この事業は地域で自由に使えるというふうな形での説明も受けたところでありますけれども、まず1つ目に、交付金の使途、使い道には制約はつけていないのかどうか。行政で区の自由裁量と理解していいのか確認をさせていただきます。

2つ目に、市内 107 区の交付金となっておりますけども、例えば若木町ではまちづくり、町の委員会がありますから、まとめて町で何かをやっていこうというような形での町のそういった裁量が可能かどうか。

3つ目に、絆交付金は均等割50万円、それから人口割1人1,000円ということで予算が組まれているようでありますけれども、人口割1人1,000円を平等、一律配分と思いますけれども、均等割50万円については、例えば行政区内に50人しかいらっしゃらないと、1人当たり換算すると1万円。同じく行政区に500人いらっしゃったところは、1人頭つき1,000円ということで、10分の1の配分になるように思います。

そういった中で、区内の人口によって差が生じるようですけども、この均等割 50 万の設定された根拠をお示しいただければと思います。

それで最後に、今から年度内となるともう3か月余りになりますけども、今から地域でど

う使うかということになってきますと、なかなか事業が間に合わないと。来年度ということになってくるかと、来年度の繰越しというような形での対応も可能かどうか、4つよろしくお願いいたします。

〇議長(山口昌宏君)

諸岡総務部理事

〇諸岡総務部理事〔登壇〕

おはようございます。今、議員から4点質問をいただきました。

まず1点目でございます。この武雄市地域絆交付金につきましては、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、こちらを財源としております。

この国の交付金の目的、コロナの対応、さらにはコロナでの将来を見据えた取組、こういったものの目的、これを御理解いただき、地域の創意工夫で自由に使える活動費を交付するものとなっております。

ただし、個人への現金配付、1人当たり幾らかをずっと配付する、こういったものは想定 しておりません。

2点目の、107 の行政区への交付と、話合いで町全体の活用といったところでございますが、地域コミュニティー活動の継続を目的としております。今回、交付対象を市内 107 行政区としているところでございます。そういったところから、町単位での活用、こちらは想定していないところでございます。

3点目、均等割 50 万円の設定根拠というところでございます。根拠と言いますか、考え 方ということでお示ししてまいりたいと思いますが、この均等割 50 万円は、地区の集会所と 共有のスペース等があろうかと思います。こういったところへ間仕切り、それから空気清浄 機、コロナ対策として購入する機器の購入などに、区民数にかかわらず必要となるもの。こ ういうのを想定しております。

また、人口割額1人1,000円につきましては、区民お一人お一人がコロナ対応、感染予防対策、こういったものに当てるフェイスガード、消毒液、こういうものを区民数に応じて必要となるものを想定しております。

最後に4点目、来年度の繰越しということになろうかと思います。こちらに関しましては 議員御指摘のとおり、本年度、残り3か月ぐらいになりますので、活用につきましても、ど のような活用が間に合わないとかそういうものもあろうかと思いますので、将来の備えとい ったところから、翌年度への繰越しを想定しているところでございます。

〇議長(山口昌宏君)

14 番宮本議員

〇14番(宮本栄八君)[登壇]

それでは、まずは企画総務費のふるさと納税に関する件ですけれども、今回、大きく売上

げが伸びたということで、その原因はポータルと特産品の開発ということで、それが大まかにポータルがどのくらいなのか、特産品がどのくらいで、その特産品の開発というのを結構してあるかなと思うんですけれども、それはどういうものになるのかが1点です。

それと、その企画総務費の交通事業者への継続支援事業です。これに割り振りの金額が決まっておりますが、今、タクシーが8時以前に来ないとか、12時以降来ないといって、結構そっちのほうにお金を振り向けんといかんかなと思うんですけれども、そのお金の割り振りについての考え方をお聞きします。

次は、衛生費の宅配ボックスの件ですけれども、600万円で打切りってなっております。 今、衛生費、環境衛生費ですよね。宅配ボックスですね、600万円。

今、新築アパートが結構できておりますので、1つで 20 戸とか、そういうところがパンパンと新築のときにつけられるとすぐなくなるような気がしますけれども、その辺の制限っていうんですかね、その辺についてどうお考えかお聞きします。

そして、今度は土木費の主要道路の整備費で、国の交付金が減ったので相当新幹線に伴っても9,000万円、主要道路も9,000万円ということで減っておりますけれども、この影響はどういうふうになっていくのかについてお聞きします。

それと、土木費の河川維持費の中で若木町の固定堰を転倒堰に変えるということで、600 万円ぐらいでその転倒堰ができるのかなということと、ちょっと以前に見に行ったら、もう 固定堰はなかったような気がしていますけれども、この固定堰解体とかそういう部分はこれ に入っていないのかについてお聞きします。

続いて、教育費の体育施設の新球場の件についてです。いよいよ工事が着工するということですけれども、問題はその地盤が本当に斜めの斜面のところで、くいをたくさん打たんといかんし、その辺の地盤調査を以前にされておりますけども、その結果をはっきり教えてもらわんと、後で「後先また増えた」ということになりますので、その地盤調査の結果はどうなっているか、以上お聞きします。

〇議長(山口昌宏君)

庭木企画部長

〇庭木企画部長〔登壇〕

まず1点目のふるさと納税の増額理由ということでございますけど、昨年度までは寄附サイト1つしかございませんでしたが、今回から4サイトで運営をしております。

それから増分、もう一点につきましては、返礼品の数につきましても 100 ほど増やされております。特に最近では牛肉、これからはお米の返礼品が増えてくるからということで増額理由としております。

それから、交通事業者への継続支援事業につきましての割り振りでございますけど、バスにつきましては20万円、それから普通車両については10万円、軽は6万円。中身につきま

しては、車両の自動車継続経費、検査にかかる費用ということで想定しております。

それから、新球場につきましてですけど、地盤調査の必要といいますか、地盤調査をして その結果を基に基礎のくい等を検討しておりますので、それについては大丈夫かというふう に考えております。

〇議長(山口昌宏君)

高倉環境部長

〇高倉環境部長〔登壇〕

宅配ボックス購入補助金について回答いたします。

議員からの御質問は、600 万円の予算でアパート等からの申請があった場合、予算が足るかというふうな御質問だと思っております。アパートに住まわれている方についても、この補助の対象でございます。しかしながら、アパートの事業者ではなく、入居者からの申請というふうに考えております。

今回 600 万円を計上させておりますが、申請の状況を踏まえながら今後対応をしていきたいというふうに考えているところでございます。

〇議長(山口昌宏君)

野口まちづくり部長

〇野口まちづくり部長 [登壇]

まちづくりですけど、まず1点目の8款2項3目の主要道路事業についてということですけど、これに関する主要道路については市街地部と、あと周辺部の道路整備になりますので、この辺については、今回は内需がちょっと落ちておりますけど、計画的に進めている段階です。

駅周辺部の都市計画事業については、要望に沿った事業費が大体ついているところでございます。

あと、8 款 3 項. 河川維持費になりますけど、固定堰が分からないということでしたけど、これについては旧国道 498 号に沿った一万坊川という市河川があるんですけど、その旧国道から北側に伸びる道路がありまして、その下のところに一部固定堰がありまして、その分を撤去して、今度新たに転倒堰に改修するという事業でございます。

〇議長(山口昌宏君)

20 番江原議員

○20番(江原一雄君)〔登壇〕

松尾議員の言われたページと一緒ですが、7ページ。

ふるさと納税業務委託料、この事業名と住所を示してください。

それと、18 節の負担金の九州新幹線鉄道建設負担金。これ県との折り合いがつかなくて、 今回補正になっているわけですけど、この間、県との折衝の中で額が決まったということを 申されていましたが、当初想定された建設費の負担増ですよね。5,000 億円が 6,198 億円、これだけ増えたということでのその調整だったのかどうなのか。県との経過を踏まえてこの説明をお願いします。2点です。

〇議長(山口昌宏君)

庭木企画部長

〇庭木企画部長〔登壇〕

報償費の委託先でございますけど、委託事業者は大平商会さんでございます。住所につきましては、武雄市北方町大字志久 1246 番地でございます。

〇議長(山口昌宏君)

野口まちづくり部長

〇野口まちづくり部長 [登壇]

新幹線の負担金についての御質問ですけど、これにつきましては6月議会以降、佐賀県や 鉄道運輸機構との内容の確認を行っております。

平成31年度に認可変更が行われておりまして、全体事業費が当初の5,000億円から6,200億円に増額となっておりまして、武雄市区間の事業対象分として93億円の増加分の明確な説明があっておりませんでした。

その分が正式に説明があっておりまして、その増額の要因としては具体的に消費税とか、 国道部分の特殊工法、そういう防音対策、地域に合った工法を用いたということで、新たに 93 億円の増額要因が把握できております。

これまでの説明にあったように、市の当初、負担額が 5.7 億円だったのが現在、その精査によりまして、2.3 億円増の 8 億円となることで、私たちも理解をしたところでございます。

〇議長(山口昌宏君)

ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑をとどめます。

本案は所管の常任委員会に分割付託いたします。

なお、付託区分については、お手元に配付の区分表のとおりでございます。

日程第 21 第 103 号議案

日程第21. 第103 号議案 令和2年度武雄市国民健康保険特別会計補正予算(第4回)を 議題といたします。

第103号議案に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は総務常任委員会に付託いたします。

日程第22 第104号議案

日程第22. 第104号議案 令和2年度武雄市競輪事業特別会計補正予算(第3回)を議題 といたします。

第104号議案に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑をとどめます。

本案は総務常任委員会に付託いたします。

日程第23 第105号議案

日程第23. 第105 号議案 令和2年度武雄市新工業団地整備事業特別会計補正予算(第2回)を議題といたします。

第105号議案に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑をとどめます。

本案は産業建設常任委員会に付託いたします。

日程第24 第106号議案

日程第24. 第106 号議案 令和2年度武雄市下水道事業会計補正予算(第4回)を議題といたします。

第106号議案に対する質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑をとどめます。

本案は総務常任委員会に付託いたします。

日程第 25 第 107 号議案

日程第 25. 第 107 号議案 令和 2 年度武雄市一般会計補正予算(第 17 回)を議題といた します。

提出者から説明を求めます。山﨑総務部長

〇山﨑総務部長〔登壇〕

第 107 号議案 令和 2 年度武雄市一般会計補正予算(第 17 回)について補足説明申し上げます。

今回の補正予算は、国から交付される「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」を活用した新型コロナウイルス感染症予防対策として公共施設への加湿器の整備と、ひとり親世帯臨時特別給付金の再支給を速やかに行うためのものです。

補正予算書1ページを御覧ください。

第1条の歳入歳出予算の補正では、歳入歳出にそれぞれ3,870万6,000円を追加し、補正後の総額を歳入歳出それぞれ336億5,691万5,000円とするものでございます。

第2条では、公共施設加湿器整備事業ついて、繰越明許費をお願いしております。

予算説明書の(4)ページを御覧ください。

2款総務費では、公共施設への加湿器の購入に要する経費を計上しております。

3款民生費では、ひとり親世帯の負担軽減のためのひとり親世帯臨時特別給付金の再支給に要する経費を計上しております。

予算説明書の(3)ページを御覧ください。

歳入につきましては、国庫支出金を計上しております。

以上で補足説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

〇議長(山口昌宏君)

第107号議案に対する質疑を開始いたします。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑をとどめます。

本案は所管の常任委員会に分割付託をいたします。

なお、付託区分については、お手元に配付の区分表のとおりでございます。

以上で本日の日程は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

散 会 11時39分